
省力化需要の獲得に向けた 新製品開発及び販路開拓支援事業 公募要領

【受付期間】

平成29年9月29日(金)～平成29年10月27日(金)
(10月27日(金)16:00までに必着のこと。)

【受付先・問合せ先】

公益財団法人石川県産業創出支援機構プロジェクト推進部(担当:競、畑)
〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地
石川県地場産業振興センター新館2F
TEL:076-267-6291 FAX:076-268-1322

平成29年9月
公益財団法人石川県産業創出支援機構

1. 目的

人口減少、労働力人口の減少が続き、人手不足の状態は今後も続くと思込まれる中、全国的にも省力化・生産性向上のための設備投資等に取り組む事例が出てきており、今後益々こうした人手不足に対応する設備投資等の需要が増加していくことが予想されます。本事業では、こうした需要を取り込むため、省力化・生産性向上に資する新製品開発、またその改良・販路開拓に取り組む企業を支援します。

(例) 手作業による煩雑な棚卸業務を簡素化する在庫管理システムの開発・改良及び販路開拓

2. 対象者

石川県内に主たる事業所を有する中小企業者（※）を対象とします。

※中小企業者とは、以下の表の左欄に掲げる主たる事業として営んでいる業種が、業種ごとの資本金基準又は従業員基準のいずれかの基準を満たす企業をいいます。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額または 出資の総額)	従業員基準 (常時使用する 従業員数)
製造業	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下

(注1) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

(注2) 業種分類は、日本標準産業分類の規定に基づきます。

3. 対象事業

人手不足解決のため省力化・生産性向上に資する①新製品（IT サービスも含む）の開発・改良もしくは、②その販路開拓に向けた取り組み、又は③その両方を目的とした取り組みを対象とします。なお、省力化・生産性向上に資する新製品の開発に関してはソフトウェア開発も含まれます。

ただし、本補助金の交付を受けようとする事業が、当該実施期間中に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、交付の対象となりません。

※②の場合のみ、過去、次世代ファンド等、以下の補助事業に採択された研究開発案件については、審査の際に別途加点する場合があります。

「次世代産業創造支援事業」

「新技術・新製品研究開発支援事業」

「新技術・新製品開発事業化可能性調査事業」

「事業化促進支援事業」

4. 補助金

(1) 事業実施期間

[対象事業①及び③の場合]：交付決定日より最長2年間

〈参考〉

H29. 12. ○	H30. 4. 1	H31. 4. 1	H31. 12. ○
(1年度目)	(2年度目)		(3年度目)
交付決定 →	→		→ 事業終了

[対象事業②の場合]：交付決定日から今年度末（平成30年3月末）まで

（２）補助率

[対象事業①, ②, ③共通]：補助対象経費の2分の1以内

（３）補助限度額

[対象事業①及び③]：2年間で500万円以内

（限度額目安 1年度目125万円、2年度目250万円、3年度目125万円）

※対象事業③の場合、販路開拓事業については50万円を限度とします。

[対象事業②]：年度内で50万円

（４）補助対象経費

補助対象となる経費は、以下の表に記載されたものとなります。

※本事業の対象経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限りします。

※消費税及び地方消費税は補助対象外です。

対象事業	経費区分	内 容
新製品開発事業 （①及び③）	直接人件費（ソフトウェア開発に限る）	ソフトウェア開発に直接関与する者の作業時間に対するもの（原則労務費単価は健保等級に基づいて算定いたします。）
	機械装置費	機械装置又は工具機器の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
	材料・消耗品費	材料及び消耗品の購入に要する経費
	外注加工・評価分析費	外注加工及び評価分析に要する経費
	技術指導費	外部の技術指導員・講師等に支払う謝金等
	委託費	委託契約における他企業・大学等への共同開発費等
	認証取得費	事業化に必要となる認証を取得するために必要な、コンサルティング、翻訳、通訳等に係る費用
販路開拓事業 （②及び③）	展示会出展費	展示会に出展する場合に必要な、出展料、ブース装飾費、保険料、運送料等
	通訳・翻訳料	通訳または翻訳を依頼する場合に支払われる経費
	印刷・製本費	展示会出展等販路開拓を行う場合に配布するパンフレット、ポスター等を作成するために支払われる経費
	広告宣伝費	広告媒体等を活用する場合の費用
	商品企画費	デザイン開発、販促イベント等の企画・コンサルティングなどに要する経費

5. 応募方法

(1) 募集期間

平成29年9月29日（金）～10月27日（金）16：00（必着）

(2) 提出先

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地
公益財団法人石川県産業創出支援機構
プロジェクト推進部技術開発支援課

(3) 提出方法

次の書類を、持参もしくは郵送等にて、1部提出してください。
（FAX、メール等での提出は認められません）

(4) 提出書類

提出書類	備考
事業計画書	所定の事業計画書を提出してください。 様式は、（公財）石川県産業創出支援機構のホームページからダウンロードできます。 URL： http://www.isico.or.jp/soshiki/gijyutsu/syouryokuka
直近2ヶ年分の決算書	
経営革新計画等の認定書（※経営革新計画等の認定事業者のみ）	経営革新計画等の認定事業者は加点の対象となる場合があります。

6. スケジュール（予定）

日程	内容
平成29年9月29日～10月27日	公募
平成29年11月上旬～下旬	審査
平成29年12月	採択決定、補助金の交付決定、事業開始

7. 審査

(1) 審査方法

提案案件は、審査基準に基づく採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。

- ・ 提案書の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・ 審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ・ 採択案件の決定後、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。
- ・ 採択案件については資格要件の確認後、補助金交付の手続きに移行することになります。

(2) 審査基準

次のような観点から、審査を実施いたします。

審査項目	審査基準
① 技術の新規性、競争優位性、及び省力化効果	・開発・改良する製品に新規性があり、競合製品・技術と比較して競争優位性があること。 また、製品・技術の有する省力化効果がどの程度人手不足の解決に貢献できるか。
② 想定する省力化製品市場の現状や市場ニーズの妥当性	・ユーザー、市場規模、市場占有率等の想定が妥当であり、市場ニーズを反映していること。
③ 事業目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容	・事業目標を達成するために、課題が明確に抽出されており、課題の解決方法、解決に至るスケジュール、体制・役割などが整合性をもって策定されていること。
④ 事業化計画の妥当性	・製品の生産体制、販売促進戦略、知財戦略、販売先・川下企業等の事業化体制や、それらの実施スケジュールが明確であること。
⑤ 事業目標を達成するための経営的基礎力	・事業目標を達成するための、資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっていること。
⑥ 産業政策との整合性	・提案された事業計画が、ごく限られた企業等にのみ効果をもたらすものではなく、当該産業分野における課題等を的確に把握し、新たな解決策となるなど地域産業の発展に資する計画であること。

(3) 採択件数（予定）

10～15件程度

(4) 通知

採択・不採択の結果につきましては、後日、石川県産業創出支援機構から通知いたします。その後採択となった方には別途交付に係る手続きを行っていただきます。

8. 補助金の交付

- ・採択決定後、交付申請書を提出いただき、予算を確認させていただいた上で、補助金の交付決定となります。その後、実績報告書を提出していただき（必要に応じ実地検査を実施し）、精算払いとなります。
- ・また、交付申請・実績報告に係る手続きに関しましては、年度ごとに手続きが必要となります。

9. その他の留意点

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

(1) 報告書

補助金は、対象事業の実績報告書（当該年度の研究成果に係る報告書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。事業の終了後5年間、事業化等の状況について報告書を提出いただきます。なお、補助金の交付の手続き（①補助金交付申請→②交付決定→（事業実施）→③実績報告→④補助金交付）は年度ごとに行います。補助事業の進捗状況等を確認した結果、次年度以降の補助金額が減額されることがあります。

(2) 変更

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(3) 事業により取得した機械等

事業により取得し、又は効用の増加した機械等の財産で、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、事業の終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。処分、売却、譲渡及び他用途への転用（生産設備としての使用を含む）は認められません。これらの財産の処分等に当たっては、事前に石川県産業創出支援機構の承認を得なければなりません。

(4) 書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(5) 検査

事業期間中（年度終了後）又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実地検査に入ることがあります。

(6) 収益納付

本事業による事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について納付を求めることがあります。